

議案第15号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	略
(1) 略	
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して	

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	略
(1) 略	
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して	

1件につき1,900円

同項の規定の適用を受ける場合		同項の規定の適用を受ける場合	
<u>ア 道路交通法施行令（昭和35</u>	<u>1件につき800円</u>		
<u>年政令第270号）第33条の6の</u>			
<u>2第6号に掲げるやむを得な</u>			
<u>い理由のため免許証の更新を</u>			
<u>受けることができなかつたと</u>			
<u>き。</u>			
<u>イ ア以外のとき。</u>	<u>1件につき1,900円</u>		
(3) 略	略	(3) 略	略
2 普通自動車免許に係る試験		2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 略	略	(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1		(2) 道路交通法第97条の2第1	<u>1件につき1,900円</u>
項第3号又は第5号に該当して		項第3号又は第5号に該当して	
同項の規定の適用を受ける場合		同項の規定の適用を受ける場合	
<u>ア 道路交通法施行令第33条の</u>	<u>1件につき800円</u>		
<u>6の2第6号に掲げるやむを</u>			

得ない理由のため免許証の更

新を受けることができなかつ

たとき。

イ ア以外のとき。

1 件につき1,900円

(3) 略

略

3 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引^{けん}免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引^{けん}第2種免許に係る試験

(1) 略

略

(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合

ア 道路交通法施行令第33条の 1 件につき800円

(3) 略

略

3 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引^{けん}免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引^{けん}第2種免許に係る試験

(1) 略

略

(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1 件につき1,900円

<p><u>6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかったとき。</u></p> <p><u>イ ア以外の場合。</u></p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>		
<p>(3) 略</p>	<p>略</p>	<p>(3) 略</p>	<p>略</p>
<p>4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p>		<p>4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p>	
<p>(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>		<p>(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>
<p><u>ア 道路交通法施行令第33条の</u></p>	<p><u>1件につき800円</u></p>		
<p><u>6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかったとき。</u></p> <p><u>イ ア以外の場合。</u></p>	<p><u>1件につき1,900円</u></p>		

(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
ア <u>道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかったとき。</u>	<u>1件につき800円</u>
イ <u>ア以外のとき。</u>	<u>1件につき1,900円</u>
(3) 略	略
6 略	略

(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1件につき1,900円</u>
(3) 略	略
6 略	略

(34の2)・(35) 略

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付

付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証

(ア) 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるや

むを得ない理由のため免許証の更新を受けることができ

なかった者であって、道路交通法第97条の2第1項第3

号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対するも

の 1件につき1,700円（道路交通法第92条第1項後段

の規定により1の種類免許に係る免許証に他の種類の

免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免

(34の2)・(35) 略

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付

付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件

につき2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定によ

り1の種類免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事

項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代

える場合にあっては、2,050円に当該他の種類の免許ごと

に200円を加算した額）

許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)

(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1件につき2,050円

(道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)

イ 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,250円

イ 略

(37の2)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実

イ 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,500円

イ 略

(37の2)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実

施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～10 略	略
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの	
ア 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの	略

施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～10 略	略
11 道路交通法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの	
ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの	略

イ 略	略
12～16 略	略

(45の2)～(70) 略

2 略

イ 略	略
12～16 略	略

(45の2)～(70) 略

2 略

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。